

- 第 8 条 判定審議会は、必要に応じて規則第 3 条により報告された教員、当該教員が在籍する学校の校長、熊本県立教育センターの所長等の意見を聴取することができる。
(守秘義務)
- 第 9 条 委員長及び委員又は委員長及び委員であった者は、職務上知り得た秘密を保持しなければならない。
(幹事)
- 第 10 条 判定審議会に幹事若干人を置く。
2 幹事は、教育委員会事務局職員のうちから、教育長が命じる。
3 幹事は、判定審議会に出席して意見を述べるができる。
(雑則)
- 第 11 条 この規定に定めるもののほか、審議会の運営に関して必要な事項は、審議会が定める。
附 則
この規定は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県教育委員会訓令第 7 号

本庁各課
各地方機関
各県立学校

指導力不足教員等に関する判定委員会設置規程を次のように定める。
平成 15 年 3 月 31 日

熊本県教育委員会委員長 岡 畑 寛

- 指導力不足教員等に関する判定委員会設置規程
(設置)
- 第 1 条 指導力不足教員等の取扱いに関する規則（平成 15 年熊本県教育委員会規則第 1 号）（以下「規則」という。）に規定する指導力不足教員等に関して必要な判定を行うため、指導力不足教員等に関する判定委員会（以下「判定委員会」という。）を置く。
(判定事項)
- 第 2 条 判定委員会は、規則第 3 条の規定により報告された教員について、次に掲げる事項を判定する。
(1) 規則第 2 条第 2 項に規定する指導力不足教員等（以下「指導力不足教員等」という。）に該当するか否かについて
(2) 規則第 5 条に規定する研修を終了した教員が、指導力不足教員等に該当するか否かについて
(組織等)
- 第 3 条 判定委員会は、委員長及び委員若干人をもって組織する。
2 委員長及び委員は、熊本県教育委員会事務局職員のうちから教育長が命じる。
(委員長の職務及び代理)
- 第 4 条 委員長は、判定委員会を主宰する。
2 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ判定委員会が指定する委員がその職務を行う。
(招集)
- 第 5 条 判定委員会は、委員長が招集する。
2 判定委員会は、原則として毎年 1 月及び 8 月に開催する。
3 前項の規定にかかわらず、委員長が必要と認める場合は、臨時に判定委員会を開催することができる。
(定足数)
- 第 6 条 判定委員会は、委員長及び委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
(意見の聴取)
- 第 7 条 判定委員会は、必要に応じて規則第 3 条により報告された教員、当該教員が在籍する学校の校長、熊本県立教育センターの所長等の意見を聴取することができる。
(守秘義務)
- 第 8 条 委員長及び委員又は委員長及び委員であった者は、職務上知り得た秘密を保持しなければならない。
(幹事)
- 第 9 条 判定委員会に幹事若干人を置く。
2 幹事は、教育委員会事務局職員のうちから、委員長が命じる。
3 幹事は、判定委員会に出席して意見を述べるができる。
(雑則)
- 第 10 条 この規定に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、教育長が定める。
附 則
この規定は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。